

平成24年第1回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

平成24年3月28日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 指定第1号 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第1号 副議長の選挙
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 行政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 第1号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第2号議案 財産の取得について
- 日程第10 第3号議案 監査委員の選任について
- 日程第11 第4号議案 公平委員会委員の選任について
- 日程第12 第5号議案 平成24年度吉川松伏消防組合一般会計予算

午前10時00分開会

出席議員（9名）

1番	広	沢	文	隆	議員	2番	野	口	博	議員
3番	中	村	喜	一	議員	4番	高	野	昇	議員
5番	互		金	次郎	議員	6番	伊	藤	正勝	議員
7番	福	井	和	義	議員	8番	飯	島	正雄	議員
9番	南	田	和	実	議員					

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	戸 張 胤 茂
副 管 理 者	会 田 重 雄
消 防 長	相 川 勘 造
総 務 課 長	鈴 木 克 巳
予 防 課 長	島 根 力 雄
警 防 課 長	浅 子 廣
指 令 課 長	高 橋 浩 造
吉川消防署長	森 田 栄
松伏消防署長	飯 島 明

本会議に出席した事務局職員

書 記 長	小 池 稔
書 記	田 口 嘉津典

○南田和実議長 皆様、おはようございます。

消防組合議長の職を務めさせていただいております南田和実でございます。議員の皆様方には大変お忙しい中、ご健勝にてご参集賜り、ありがとうございます。



◎議員の紹介

○南田和実議長 今議会前に、吉川市選出議員の任期満了に伴う改選によりまして、新たに当選人がありましたので、ご報告申し上げます。

平成24年2月6日に行われました吉川市議会臨時議会におきまして当消防組合議会議員にご当選になりました議員をご紹介します。

野口博議員、中村喜一議員、高野昇議員、互金次郎議員、伊藤正勝議員、以上5名であります。それでは、選出されました議員の皆様より自席にてごあいさつを賜りたいと存じます。

最初に、野口博議員、お願いします。

○野口 博議員 吉川市の野口でございます。吉川市民の皆さんのおかげで、11期目を当選しました。そして、消防議会におかれましても以前やっております、今度新しくまた再度消防議会議員になりまして、皆様方にお世話になります。どうかよろしく願い申し上げまして、簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。

○南田和実議長 次に、中村喜一議員。

○中村喜一議員 新しく吉川市議会議員として務めさせていただくことになりました中村喜一と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○南田和実議長 高野昇議員。

○高野 昇議員 高野昇と申します。消防議会には8年前に市議会議員に送っていただいたときに初めて2年間務めさせていただきました。今は地元の自治会の自主防災会の防災部長を務めさせていただいている関係で、消防組合にも毎年消防訓練等でお世話になっています。地元の防災、それから市民の防災の取り組みの前進のために頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○南田和実議長 次に、互金次郎議員。

○互 金次郎議員 互でございます。微力ではございますが、市民の安心安全のためにしっかりと働いてまいります。よろしくお願いいたします。

○南田和実議長 次に、伊藤正勝議員。

○伊藤正勝議員 伊藤でございます。4期目になりますが、途中で1年早くやめたりしたこともございます。消防議会は実質的に初めてでございます。私は三十数年マスコミの放送機関に在りまして、いわば国の防災の指定機関でマスコミでは唯一参加をしておりますが、三十数年間を通じて防災ということが極めて重要な使命、仕事の役割として位置づけられておりました。一貫して防災には役

割を意識しながら、そんな立場でもございます。市民のために、そして消防の皆さんのご活躍のために、それなりに私としても尽力を尽くしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○南田和実議長 大変にありがとうございました。



◎開会の宣告

(午前10時00分)

○南田和実議長 それでは、ただいまの出席議員は全員であります。これより平成24年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○南田和実議長 これより直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○南田和実議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



◎議席の指定

○南田和実議長 日程第1、指定第1号 議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長が定めることになっておりますので、議席を指定いたします。

新議員の議席番号と氏名を事務局に朗読いたさせます。

○小池 稔書記長 議長の命により朗読いたします。

2番、野口博議員、3番、中村喜一議員、4番、高野昇議員、5番、互金次郎議員、6番、伊藤正勝議員。

以上でございます。

○南田和実議長 ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○南田和実議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長から指名いたします。

2番 野口 博 議員

3番 中村 喜一 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○南田和実議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○南田和実議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しておりますので、ご了承のほどお願いいたします。

◇

◎副議長の選挙

○南田和実議長 日程第4、選挙第1号 副議長の選挙についてを議題といたします。

これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、指名推選、投票、いずれの方法にいたしましょうか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○南田和実議長 指名推選というお声がございました。

そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○南田和実議長 異議なしということですので、それでは選挙の方法は指名推選によることに決定いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○南田和実議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いを。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○南田和実議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

指名いたします。

副議長に、中村喜一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました中村喜一議員を副議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○南田和実議長 ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第31条第2項の規定により、中村喜一議員が吉川松伏消防組合議会副議長に当選されましたことを告知いたします。

それでは、副議長に就任されました中村喜一議員より自席にてごあいさつを賜りたいと存じます。

○3番 中村喜一議員 中村喜一でございます。重責でございますけれども、務めてまいるように努力いたしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○南田和実議長 ありがとうございます。



◎諸般の報告

○南田和実議長 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より平成23年度定例監査及び平成23年8月から平成23年11月までの例月出納検査の結果について報告がありました。その手元にその写しを配付させていただきましたので、ご了承を願います。

次に、平成24年3月1日付市第1964の3号にて埼玉県企画財政部市町村課長から国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の公布についての通知があり、当該議会に対しても周知される旨でありましたので、お手元にその写しを配付させていただきましたので、ご了承を願います。

次に、今期定例会に管理者より提出された議案の件名につきましては、お手元に議案目録の写しを配付しておりますので、朗読を省略いたします。

今期定例会に出席の説明員及び説明委任者の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承を願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○南田和実議長 日程第6、行政報告を行います。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、早速でございますけれども、行政報告をさせていただきます。

議員の皆様方には大変お忙しい中、平成24年第1回吉川松伏消防組合定例会に際しましてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

早速でございますけれども、3点の行政報告をさせていただきます。

まず1点目に、専決処分をした事項につきましてご説明をさせていただきます。平成24年1月24日に交通事故現場へ災害出動した際、吉川市大字三輪野江地内において救助工作車が事故車両の大型トラックと接触した物損事故の損害賠償額を決定する必要があるため、地方自治法第180条第1項及び管理者専決処分手項の指定の規定に基づきまして専決処分とさせていただきました。

次に、2点目といたしまして、昨年中の火災、救急等の出動状況についてご報告をいたします。さきに配付させていただきました火災・救急・救助件数の資料をごらんいただきたいと存じます。平成23年中の火災件数につきましては68件で、前年と比べますと9件増加しております。このうち建物火災は22件で、前年と比べますと6件増加しております。また、建物及び車両以外の火災が41件で、前年と比べますと2件増加しております。救急件数につきましては3,611件で、前年と比べますと311件増加しております。これは、主に急病による出動の増加でございます。

3点目に、PHSの導入についてご報告をいたします。昨年発生いたしました東日本大震災発災後、携帯電話回線の一部規制があり、当消防本部管内におきましても電話がつながりにくい状況がございました。そのような中、PHSにおきましては、複数の基地局で通信回線を分散させる方式であるため、一斉に1つの基地局に通信が集中することがなく、災害時におきましても平常時と同様な通話が可能でありました。そこで、PHSの導入に向けた通話試験を実施いたしまして、当消防本部管内において支障がないことから、3月に株式会社ウィルコムと契約を締結いたしました。これにより、現在はNTTドコモ株式会社と契約する携帯電話が4台、株式会社ウィルコムと契約するPHSが13台の合計17台を各車両及び消防本部に配備いたしまして、大規模災害発生時における通信手段を強化したところでございます。

以上で行政報告を終わります。

○南田和実議長 ありがとうございます。



◎一般質問

○南田和実議長 日程第7、一般質問を行います。

通告に従いまして、1番、広沢文隆議員の質問を許可いたします。

通告第1号、1番、広沢文隆議員。

○1番 広沢文隆議員 1番議員の広沢文隆です。一般質問を行います。

質問事項は、小規模雑居ビル火災防止一斉立入検査についてです。2009年の11月、東京都杉並区の居酒屋「石狩亭」で4人が死亡し、自動火災報知機が設置されていないなど違反が放置されている建物をホームページなどで公表する制度を導入しました。小規模雑居ビルということで、中規模とか大規模とかそういうビルもあるのかどうか、私もよくわかりませんが、一般的にオーナービルといって事務所やお店も入って一つのオーナーが管理しているという話はよく聞いているのですけれども、この小規模雑居ビルについてお尋ねをしていきたいと思えます。

1つ目、管内において小規模雑居ビルの棟数は幾つあるのか。

2つ目、居酒屋火災後に小規模雑居ビルへの立入検査は行われたのか、お尋ねしたいと思います。

○南田和実議長 ただいまの1番、広沢文隆議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

島根力雄予防課長。

○島根力雄予防課長 予防課長の島根でございます。ただいまの広沢議員のご質問にお答えをいたします。

1点目につきましては、消防庁がお出しになりました立入検査マニュアル、こちらに小規模ビルの定義の記載がございます。小規模ビルの定義に照らし合わせますと、管内におきまして平成24年1月5日、消防検査を受けられまして防火対象物で使用開始の提出がなされた防火対象物を含めて1棟でございます。

2点目につきましては、居酒屋後の小規模雑居ビルの立入検査はというご質問につきましては、2009年11月、居酒屋火災時におきましては、小規模雑居ビルはございませんでしたので、立入検査は実施しておりません。また、管内における小規模雑居ビルの1棟につきましては、平成24年1月に開始された対象物ですので、立入検査は実施しておりません。

以上です。

○南田和実議長 ただいまの答弁に対し再質問はありませんか。

1番、広沢文隆議員。

○1番 広沢文隆議員 ただいまの答弁では、小規模雑居ビルの定義に照らして、管内では1棟であると、ことし1月にオープンしたということで、対象になっていないという話だと思えます。吉川松伏消防署管内、実はまだ都市化されていないというのか、都市化していないというのか、そういうことなのかなと感じるわけですが、新しい駅もできて今後都市化も進んでいくと考えられるわけですが、吉川市に大きなビル幾つか見受けるわけですが、定義からいうと違う、当てはまらないということという理解をします。

本題に戻りますけれども、この居酒屋「石狩亭」の火災では、捜査関係者によりますと、厨房の壁や排気ダクトは清掃が十分でなく、油が付着していたため、引火して天井などに延焼した。天井には装飾用の布がつるされ、火の回りが早くなり、再現実験で出火から数分間で煙が充満し、視界がなくなったといえます。また、店の非常口はドアが施錠されており、近くに座布団が積まれ、避難誘導灯は見えにくい状態でした。店内の消火器3本のうち1本は使用済みで、2本は使用期限が過ぎていたといえます。これでは、利用者の安全は確保されず、火災が起き、大惨事になるのも当然です。

そこでお尋ねをしたいと思いますけれども、東京消防庁がこの自動火災報知機が設置されていないなど違反が放置されているこういう建物をホームページなどで公表する制度を導入したのは、建物を公表することで利用者に注意を促すことによるものです。ホームページでは、違反を放置した建物名や所在地、違反事項などを公表し、その後は是正されれば情報が削除されます。吉川松伏消防署として利用者に注意を促す意味で、違反放置建物のホームページ公表制度の導入の必要性は検討されているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

もう一点、今後立入検査、一斉立入検査の実施などは計画があるのか、どのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○南田和実議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

島根力雄予防課長。

○島根力雄予防課長 ただいまの広沢議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、吉川松伏消防署としまして利用者に注意を促す意味で違反放置建物のホームページ公表制度の導入の必要性は検討されたかということにつきましてお答えします。こちらにつきましては、平成23年、東京都が行われました4月1日施行の違反對象物公表制度と申します。これにつきましては、同様の公表制度につきましても検討はいたしましたものの、条例改正等諸般の問題もございまして、当消防組合が今現在行われております行政処分となる命令、こちらにつきましてはの公示につきましては現在行われております。命令に係る対象物への標識の設置、消防本部、消防署並びに分署への掲示板への掲示、また吉川市及び松伏町の掲示板の掲示、これをいたしておりますが、東京消防庁管内での違反對象物公表制度と同様の行政指導段階での公表は現在いたしておりません。

2点目の一斉立入検査、こちらの実施計画のご質問につきましては、小規模雑居ビル、こちらの一斉立ち入り実施計画はございませんが、吉川松伏消防組合査察規程に基づきまして年間査察計画を策定しております。査察計画に従いまして実際査察を行っているということになります。

小規模雑居ビル、こちらにつきましては東京消防庁、ご説明をいたしますと、執務資料として消防庁がお出しした立入検査標準マニュアルということに定義がございまして、3階以上の階につきまして2戸並びに3戸、こちらにつきましては2戸は遊技場、娯楽施設などになります。3戸につきましては飲食店に係る用途に用いられていること、また直接階段が1つしかないもの、また共同防火管理を要することと、以上3点がすべて該当したものが小規模雑居ビルということになっております。

以上でございます。

○南田和実議長 次に、4番、高野昇議員の質問を許可いたします。

通告第2号、4番、高野昇議員。

○4番 高野 昇議員 高野です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回通告でお願いした内容は、災害時、救急時の対応から見た密集住宅市街地における道路の整備状況はという内容です。

こういう質問につきましては、昨年この消防議会で、12月議会で質問がありました。私もこれまで市議会の中でもこうした災害時の救急車、消防車の通行上も障害になっているということで、該当する地域の整備を求めた質問も行いました。今回改めて質問させていただくわけですが、依然として特に密集地で道路が採納になっている箇所はまだ整備されていない、そういう箇所も見受けられます。また、住民の方からも再三にわたって、早くちゃんとしてほしいという声も聞いておりますので、改めて特に消防の側から該当する地域についてはそれぞれの自治体に要望もしてほしいという気持ちも込めて質問をさせていただきました。

密集住宅市街地においては、狭い道路が多く、大地震時に住宅が倒壊、焼失した場合の住民の避難が困難であったり、救急車、消防車などの進入が困難であるなどの課題を抱えています。こうした災害時、救急時の対応から見た市町内の道路事情についてお伺いいたします。

最初の全体的な整備状況はということで通告させていただいたのですが、道路の全体的な整備状況については、これは市や町の状況把握も実際の整備も市や町の仕事になるわけですが、特にこの2点目との関係で、そういう全体的な状況の中で早急に整備が必要と思われる箇所は、特に消防の側から見て必要と思われる箇所をどのように把握されているのか、お伺いをいたします。

次に、消防組合としての点検、日常的に道路整備、通行上のそういう道路の状況も点検されているかと思いますが、どのようにそういう点検がされているのか、お伺いいたします。

最後に、そうした整備が必要と思われる箇所について消防組合としてそれぞれの該当する市町に具体的にどういう要望が出されているのか、またそういう要望に対して市や町の対応がどうなっ

いるのか、お伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○南田和実議長 ただいまの4番、高野昇議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

浅子廣警防課長。

○浅子 廣警防課長 警防課長の浅子でございます。よろしく申し上げます。高野議員の質問に順次お答え申し上げます。

災害時、緊急時の対応から見た密集住宅市街地の市町の道路状況についての1点目、全体的な整備状況はというご質問でございますが、全体的な道路整備状況につきましては、市町が事務所掌してございます。消防といたしまして各消防署の担当区域内の狹隘道路の調査等を実施し、消防車、救急車の入れない道路の状況の把握に努めてございます。

2点目に、早急に整備が必要と思われる箇所と3点目の消防組合としての点検はというご質問でございますが、これにつきましては関連性がございますので、あわせて答弁をさせていただきます。

当消防組合で把握している箇所につきましては、吉川市内では平沼地区の一部、三輪野江地区の一部、下内川の一部、松伏では内前野の一部、築比地地区の一部を把握してございます。このような場所などにつきましては、救急要請があった場合は直近まで接近し、救急車積載のストレッチャーで対応し、救急車内に収容いたします。さらに、必要に応じて救急支援といたしまして、消防隊が救急隊の支援に当たる活動も実施しております。また、火災の対策につきましては、小型ポンプ車を火災現場に直近させる戦術や消防車が進入可能な場所まで部所し、隊員により消防ホースを延長する戦術を駆使していくものでございます。通常の戦術から応用した戦術を活用するとともに、人的消防力を活用し、対応してまいりたいと考えております。また、平成24年7月には圧縮空気泡消火システム、CAFSを搭載した小型の水槽付消防自動車の配備を予定してございます。この車両は、通常の水槽付消防自動車と比べ、車幅が1.9メートルと通常車両より40センチ狭く、狹隘な場所も容易に進入することができます。

次に、4点目の市や町への整備要請はでございますが、当消防組合といたしましても吉川市、松伏町に消防、救急の円滑な活動ができるよう引き続きまちづくりの中で道路整備をお願いしていくところでございます。

以上でございます。

○南田和実議長 ただいまの答弁に対し再質問はありませんか。

4番、高野昇議員。

○4番 高野 昇議員 丁寧に答弁いただきましてありがとうございました。1点だけ再質問をさせていただきます。

特に密集住宅市街地の道路整備については、それは確かに全体のまちづくりの中で整備していかないといけないということで、なかなかすぐに改善というふうにはならないと思うのですね。ただ、住民からも声が出ているのは、既に道路が採納されていて、本来は市の道路になっているはずなの

に生け垣のままになっているという箇所も何方所があるわけですかね。そういう箇所については、市としても何回かその隣接地の方に整備するよにということで働きかけはやられているかと思うのですが、なかなか進まない状況があるわけです。そういう点では、市や町への整備の要望もされているということですが、ぜひこれは消防の側から、市のほうからその住民の方に言ってもなかなかこれは一気にはいかないということがありますので、防災上、それから災害上の障害になっているという点では、消防の側から直接言ってもらるのが非常に効果があると思うのですが、そういう点ではこれまでそういう直接隣接している方に、早く整備が必要なのだというお話はされたのかどうか、されたことあるのかどうかということと、ぜひ私のほうとしてはそういう点で直接消防のほうから働きかけもしていただきたいと思います。あわせてその点をお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○南田和実議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

浅子廣警防課長。

○浅子 廣警防課長 ただいまの再質問に対しまして、高野議員の質問にお答えいたします。

消防といたしましては、住民の方にそういうふうな協力をしたことはございません。ですが、消防といたしまして地域を調査いたしまして、道路の狹隘場所と家屋等の調査等は実施してございます。これからも引き続き住民の方、市の担当者の方と連絡を密にいたしまして、この辺について解決をお願いしていきたいと思ひます。

以上でございます。

○南田和実議長 消防長、相川勘造。

○相川勘造消防長 ただいまの質問でございますが、狹隘な箇所につきましては住宅地区に落としまして、都市建設部道路公園課の課長のほうに過日お願ひもしまして、特に建築基準法で図面上だけ後退をして、現地が後退していない場所がございまして、そういった箇所を平沼周辺で一部見られますので、その辺を住民の方と権利者の方と調整をしていただいて、早急に後退をしていただけるよにということで過日もお願ひに上がりました。

4月以降でございますが、道路公園課の担当がそういった場所につきましてもお願ひに上がる予定であるというふう聞いております。

以上でございます。

○南田和実議長 次に、6番、伊藤正勝議員の質問を許可いたします。

通告第3号、6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 消防の皆さんの日ごろのご活躍ぶりに心から敬意と感謝を申し上げさせていただきます。それでは、質問に移らせていただきます。

今回は、いつもの年と違って3月11日という想定外、1,000年に1度と言われる大震災のちょうど1年後の消防議会でございます。吉川でも震度5弱の地震がありました。それぞれに大変緊張し、

怖い思いもし、そして防災、防火というものに認識を新たにしたのではないかと思います。特にその防火、防災、災害に対処する使命を帯びている消防本部としては、いろんな見直しをこの機会にされたのではないかと、そんなふうにとめておられますが、この1年消火、防火、防災力の点検、改善をどう図ってきたのか。そして、課題は何だというふうにとめていらっしゃるのかということが1つでございます。

大地震の発生に対する消防の役割、そしてその使命と役割に対する対応力は十分だと考えているのか、課題は何かということを含めて最初の質問とあわせてご答弁をいただきたいと。

あわせて地震だけではなくて、台風や水害もいつ何どき起こるかわかりません。その備えについても同じような質問をしておきたいということでもあります。

また、吉川松伏の地域、そして消防団、自治会あるいは自主防災組織等への協力、要請、そういうものが行われたかどうか、その実情、内容について伺っておきたい。

次に、さきの質問とも関係しますけれども、消防車が入れない地域があるわけですね。やっぱり地域全体を見渡して、いわゆる防災を強化しなければならない地域というところがあるのだと思います。消防車が入れない地域あるいは住宅が密集して、一たん火災が起こったら燃え広がりやすい地域、そういうところとそうでないところとは備えの、あるいは訓練のやり方も当然変わってくるべきなのだろうというふうに思っています。そういう意味では、消防車の入れない地域と住宅戸数はきちんと把握をしているかどうか、どう対応するのか、そのときの課題は何か。

例えば防災強化特区、木造が多いところ、道路が狭いところ、そういうところを特に防災の強化モデル地域に指定して、具体的な住民の協力体制や消火力のアップ作戦を展開する、そういうことが必要だというふうに考えます。東京都などもいろんな区ごとにその狭い道路、木造の多いところなどは、自主的に防火を初期の段階で対応できる、そういう住民の協力作戦みたいなことを強力に展開をしているようでもあります。そういうことを含めてそういう防災強化特区などは考えられないか、これは消防と同時に行政の全般の問題として検討されるべき事項でありまして、防災計画の中にもそういうことを当然求めていくつもりで、市の議会でも同じような質問を展開をしておりますが、両組織ともトップは同じ人間がつかさどっているわけでもあります。関連して伺っておきます。

また、企業、事業所、高校、中学校など、特に高校、中学校などはつまり保護するという観点だけではなくて、むしろ防災に協力をしてもらう、そういう位置づけで臨んでもいいのではないかと、またそういう場面があるのだろうと思います。そういう強力な働きかけはしているのか、あるいはそういうことができないのかという見地からの質問であります。

また、防災訓練、現実の災害を想定するのと年中行事的にマニュアル化というか、ややマンネリ化してやるのでは、相当な違いがあると思います。もっとリアルにやらなければ効果は薄いぞという声もあります。大きな災害を受けて何か変わったのか、実情、それから今後の取り組みの変更などがあれば伺っておきたいということでもあります。

災害は公助だけではなくて、自助、共助、公助と3つがそれぞれ必要だということは指摘されておりますし、そのとおりだと思います。自助、市民それぞれに対する具体的な備えを消防から発してもいいのではないかと、あるいは共助、近隣の助け合い、連携、そういうものを構築をしていく、そういうことで消防は自分の消火ということだけではなくて、予防という意味でそういう働きかけも行政と協力をしながら進めていく立場にあるのではないかとというふうに考えます。

むしろ液状化は、行政の防災担当の側面が強いのかもわかりませんが、マップの信頼性あるいは浦安市などの課題、消防として何か課題や教訓をどうとらえているかと、ここではそういうことに限定して質問をさせていただきます。

次に、これは吉川市役所との関係でございませうけれども、吉川市役所は耐震上問題があります。ということもあって、今新庁舎の建設問題も急浮上しているわけでありませうけれども、そういう中でも今この時点で大災害が発生をするかも知れない。今起こった場合にどうするのだと、その備えが必要なことは当然であります。消防本部が吉川市役所で指揮がとれない場合は、次の危機管理センター、指揮所ということに位置づけられているということでありませうけれども、指揮所として本当に機能できるのかと、ここが、この部屋になるのかと思ひませうけれども、指揮所というのはどんな役割なのだろうと、指揮所として指揮がとれるのかと、今そういう状況になっているのかなっていないのか。この消防本部は吉川と松伏と両方での組織ですので、松伏側とそういう話し合いはきちんとできていて、吉川で指揮所として活用できるのか、このスペースで大丈夫なのか、通信、連絡、指揮命令、そういうことを具体的に想定してここできょう大地震が起こって指揮所が必要な場合も、災後1年ですから当然そういうことができていようというふうに常識的には思うのだけれども、吉川市では今予算を若干つけているとか、そんな状況のようございませう。指揮所というものを本気で考えているのかと、そのことを伺っておきたいということでありませう。

放射能対応について消防も初期の間測定に協力をしたり、あるいは現地に防護服で身を固めて現地への派遣要請にこたえるというような対応をしてきたと思ひませうけれども、1年間どんな役割を果たしたのか。どんな備えができたのか。今後何か求められるのか、もう今後はむしろ市のほうに全面的に実質的に移管ということになっているのか、この辺の確認であります。

そして、この機会に消防の広域協力体制について確認をさせていただきます。吉川松伏について双方の連携は当然順調に推移しているというふうに推定をしておりますけれども、特に問題はないと受けとめてよろしいか、改めて当事者から伺っておきます。管理運営で心がけていることや2つが協力することによるこれからの課題があれば、ここでご紹介をいただきたいということでもあります。

また、隣接の三郷や越谷、5市1町含めて大災害あるいは日常の火事などの際の広域協力体制についての現状、課題、そして今後必要な取り組みというのはどんなふうに考えているか。

また、吉越橋のそばに十五、六階の建物が今建って販売をしているようでありませうけれども、こ

のはしご車は10階程度までしか対応できないとも聞いております。新しくまた購入されたようでもございますけれども、さらに高いビルへの対応というのはどうなっているか。これは別な意味で協力体制との関係も含めて伺っておきます。

以上であります。よろしく願いを。

○南田和実議長 ただいまの6番、伊藤正勝議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 伊藤議員の質問にお答えをいたします。

3月11日の災害後の教訓をどう生かしているかのご質問でございますけれども、初めにソフト面の対応につきましてご説明をいたします。1点目は、人的消防力の増強でございます。平成23年9月1日付で新規採用職員4名を次年度の前倒し採用として増強し、平成24年度においても退職者6名に対して8名の採用を予定しているところでございます。今後におきましても、消防需要を勘案して人的消防力の充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目は、指揮命令機能の強化でございます。昨年4月の人事において通常災害の第1指揮体制で指揮者となる当直司令と分署長の職を課長級に昇格させ、第2指揮体制で大隊長として指揮をとる署長と同等の権限を付与したところでございます。また、来年度の人事において次長職を設け、消防長の補佐として職務のみならず、大規模災害時において設置する警防本部の指揮命令機能の強化を図ってまいります。

3点目は、構成市町の防災部局との連携強化でございます。災害後、地域防災計画を見直すことが必要となっており、これに対して消防組合としても積極的に参画し、防災部局との連携を密にして迅速な災害対応を図ってまいりたいと考えております。そのため、来年度に消防組合職員1名を吉川市の市民安全課へ派遣をいたします。松伏町につきましては、平成25年度以降に必要な応じて対応させていただきたいと考えております。

また、消防本部で策定しております消防計画の見直しを行い、各消防団への災害発生時の連絡方法、活動要領、資機材の整備などを改めて精査するとともに、震災時の消防署と消防団との役割分担や有効な震災対策などについて検討しているところでございます。

4点目は、消防団を初めとして自主防災組織及び事業所等との連携強化でございます。大地震発生後において、消防団や消防協力団体の活動が極めて重要でありますことから、消防署の訓練指導などさまざまな機会を通じて重要性の認識を高め、防火、防災に関するレベルアップを図るべく、さらに指導してまいります。また、市町民の皆様には消防団や自主防災組織などへの参加を強く呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、ハード面につきましてご説明をさせていただきます。1点目は、消防車両の増強整備でございます。昨年の12月議会の補正予算で議決をいただきました資機材搬送車を追加整備いたしまして、エアテントなどの災害対応資機材を一括積載して各種災害に即応できる体制を整備いたします。

また、後ほど財産の取得でご説明させていただきますが、来年度更新整備いたします水槽付消防ポンプ自動車につきましては、圧縮空気泡消火システムという最新の装備を導入いたしまして、消火能力を高め、車両のコンパクト化を図ることができます。このことにより、大量な水による損害を軽減することなどができ、狹隘な道路への進入が可能になるなど、さらなる消防力の強化が期待できるものでございます。

次に、2点目は通信体制の整備でございます。地震発生後の停電に備え、備蓄燃料を増強配備し、管内の給油所と提携して非常用発電機の燃料確保体制を整備いたしました。また、災害時に携帯電話がつながりにくい状況を改善するため、消防本部や消防部隊が所有する携帯電話13台を大規模災害時にもつながりやすいPHS電話機への入れかえを行いました。

さらに、職員の非常参集に際しましては、携帯電話へのメール配信を併用することとして、円滑な非常参集ができるようこれを活用した緊急連絡訓練を実施したところでございます。

次に、指揮所、いわゆる災害対策本部としてのバックアップ体制についてのご質問でございますが、吉川市では災害時に市役所の機能が停止した場合に備えて、当消防組合消防本部3階のこの議場と傍聴席の大会議室に災害対策本部を設置するための経費66万3,000円を平成24年度当初予算に計上しました。この経費は、災害対策本部専用の電話回線やインターネット回線を整備するものでございます。これにより情報発信や情報収集が可能となるものでございまして、来年度早期に工事に着手してまいりたいと考えております。

松伏町につきましても役場機能が停止した場合には、松伏消防署の2階会議室に災害対策本部を設置することとしております。災害時には、構成市町の災害対策本部と消防本部が設置する警防本部との連携を図るための連絡員を配置し、災害情報の共有化を図り、災害の対応に万全を尽くしてまいります。

なお、各質問事項につきましては、警防課長から答弁をいたさせます。

以上です。

○南田和実議長 次に、浅子廣警防課長。

○浅子 廣警防課長 伊藤議員のご質問に順次お答え申し上げます。

3月11日の震災後1年、教訓をどう生かしているかの1点目、この1年消火、防火、防災力の点検、改善、問題は何かでございますが、各車両及び各署に積載配備してあります資機材を再点検し、必要な資機材の整備をするとともに、不足している資機材を予算化し、計画的に配備しているところでございます。

次に、2点目、大地震発生に対する消防の役割は、対応力は十分か及び3点目の台風、水害についても伺いたいでございますが、大規模な地震及び風水害が発生した場合は、消防の役割といたしまして、人命救助、延焼防止、施設及び人員を最大限に活用して被害を最小限に抑えられるよう常日ごろからさまざまな状況に対応できるよう訓練を実施しております。

次に、4点目の地域消防団、自治会、自主防災組織等への協力要請の実情、内容でございますが、消防といたしましては消防団とのその他の災害対応協力依頼や平常時においても訓練などで交流を密にし、防災組織などには訓練等の機会を通じて防災意識の高揚を図るよう協力を依頼しているところでございます。

次に、5点目の消防車の入れない地域への対応、課題でございますが、先ほど高野議員にお答えしたとおりでございます。

次に、6点目、防災強化地区の指定など住民の協力体制や消火力アップ作戦の展開は考えられないのかでございますが、平沼周辺地区まちづくり協議会の中で防災などについても現在話し合いがなされていると聞いております。市と連携をしながら木造密集地域の消防体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、7点目の企業、事業所、高校、中学校協力の働きかけはしているのかでございますが、自衛消防訓練や学校単位に行う避難訓練等を積極的に働きかけるとともに、応急手当訓練、AED取り扱い訓練や消防訓練の機会を通して協力体制の強化を図っているところでございます。

次に、8点目でございますが、防災訓練もっとリアルにとの指摘があり、この1年どう変わったのかでございますが、防災訓練は初期消火、煙中体験、応急手当、AED取り扱い訓練といった基本的な訓練を主体としており、減災の視点からも繰り返し実施することで防災知識が身につくと考えております。

次に、9点目でございますが、自助、市民に対する要望は、共助、近隣、地域に対する要望は何かしているのか、何か考えられるかでございますが、防災訓練において住民と接する機会を通じて自分の身は自分で守る意識を強く持っていただくこと、さらには地域のきずなを深め、お互いに助け合う協力体制を築いていただくよう広く伝えるところでございます。

次に、10点目でございますが、液状化についてマップの信頼性は、どう必要かでございますが、液状化につきましては、市町が事務所掌してございます。

次に、11点目でございますが、災害対策本部としてバックアップ体制についてでございますが、先ほど管理者答弁のとおりでございます。

次に、12点目でございますが、放射能対策についてでございますが、福島第一原子力発電所の事故に伴い、国から無償貸与されました簡易測定器を使用し、吉川市につきましては吉川市役所職員立ち会いのもと、平成23年6月中に5回、市内12カ所を測定、松伏町につきましては松伏町職員立ち会いのもと、平成23年6月から5回、町内16カ所の測定を実施いたしました。そのほか事業所や一般住民の自宅へ行き、放射線の測定を実施してまいりました。現在は測定、汚染につきましては市町が行ってございます。

次に、13点目の吉川松伏について双方の連絡協力は順調かでございますが、吉川松伏の常備消防、非常備消防につきましては、一部事務組合の消防組合が管理してございます。順調に消防行政を行

っております。

また、運営に心がけていることはでございますが、常備、非常備とも災害活動の中、隊員の安全確保と火災予防に重点を置いております。課題といたしましては、消防車両の更新で配備から10年以上が経過している車両があり、計画的に購入する必要があると考えております。

次に、14点目の5市1町を含め大災害に備えての広域協力体制についてでございますが、近隣市町消防相互応援協定により、近隣市町と相互に応援をいたしております。広域協力体制につきましては、埼玉県下消防相互応援協定や緊急消防援助隊などの広域応援体制は確立されております。

次に、15点目の高層ビルへの対応はでございますが、現在吉川消防署に配備しておりますはしご車は11階の建物まで消火、人命救助が可能でございます。管内には11階を超える高層建物が吉川市保地区に3棟ございます。また、11階以上の高層建物につきましては、消防法施行令や建築基準法施行令などの規制により、防火区画を設け、一定の床面積ごとに防火構造の床もしくは壁または防火設備が義務づけられておりますので、火災をその区画内で消火できるものと考えております。なお、11階以上の人命救助は、防災ヘリの要請と人的消防力による救出を考えてございます。

以上でございます。

○南田和実議長 ただいまの答弁に対し再質問はありませんか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 多岐にわたる質問にご答弁ありがとうございました。3月11日の震災後1年、それなりにソフト面、ハード面、教訓を生かしてご努力をいただいている、そう受けとめました。その上で、さらに充実を図っていただきたいという、そういう願いを込めて再質問をしておきたいと思えます。

大地震が起こったときに何が想定をされるのか。大地震が起こったときに、ここで大津波、大きな津波が襲ってくることはまずないだろう。原子力の発電所がそれほど近いところにはないといたしますと、今度の東日本の大震災で大地震で一体何が起こったのか。火事は152カ所で発生したということを知りました。まだ具体的に数字が出てこないようでありますけれども、一体大地震で火事が何カ所で起きて、その結果どれだけの家が燃えて人的被害が出たのか。吉川市の、あるいは松伏のこの消防組織として考えるべきは、地震が起こったときはどうなるのだと、そこに限定して今直下型の関東周辺で地震が起こるよと。18の想定事例があると、そのうちの1つは間違いなく吉川の直下でも起こるといような想定になっているわけで、それが30年間に70%とか、いや、4年間に70%ぐらいの確率もありますよと、そういうことが紹介をされているわけであります。

もっと現実に即して吉川としては、松伏としては、今想定されているような地震が起こった場合にどういう状況がこのまちで想定をされるのか。1つは液状化問題などあるかもわかりませんが、これは所掌が違いますよということであれば、なおさら消防としては地震が起きたときに消防という名のとおりに、火事を起こさない、火事を起こさなければ被害は相当少ないだろうと。阪神

・淡路では火事の被害で6,000人ですか、6,000棟か、が燃えたと、こう言われていますけれども、その場合の関東大震災では四十数万戸が燃えて、10万人以上がお亡くなりになったわけですが、ほとんど火事による被害だと、そういうことが言われています。要するに火事を起こさなければ、大地震でもそれほど大きな被害は起こらないのではないか。今の現状を関東大震災のときを今の建物の構造でシミュレーションをしていくと、もう相当火事が少ないと言われています。ということは、木造の家屋あるいは密集しているところに限定して、そこを一つの目標にして防災あるいは減災の対策をしっかりとることによって実質的な効果が出てくる、そういうことでこれは行政とともにその具体的に防災強化地域を、モデル地域を防災計画の中などできちっとつくっていく、そういうことを含めて消防も発言をし、減災、防災、予防に努めていただきたいということでありませう。

具体的にさっきも申し上げたかと思いますが、吉川でいえば保地区の一部あるいは旧平沼地区の一部、こういうところを指定をして、何が必要かといえば、減災のためには住民がまず協力をしてもらわないと、それぞれが。例えば木造の家屋には、必ず消火栓を身近につくりますよと、いざというときはホースで自主防災組織、だれもいないときは近隣の人たちでもホースを使いますよと、そういうふうなことを東京都の一部などでは指導されている、そういうことも聞きます。あるいは1つ提案的に、そして点検もしていただきたいのだけれども、消火器を各家庭に必ず常備をしていただく。しかし、常備をただけではどれだけ効果があるかわからない。つまり使い方をしっかり把握をしてもらう。そのためには、消火器をどう皆さんに購入してもらうのか。それと裏腹の関係で消火器の処分、数年たてば、5年前後でその消火器の有効期限が切れる、そういうときに例えばこれは防火訓練との関連もありますけれども、マンネリ化している訓練をもっとリアルにするためにも、消火器の処分を兼ねて消火器を最後に使ってもらおうというようなことを具体的にその訓練の中に位置づける。持ってきたものは全部そこで全部処理業者とも連携して、全部処分しますよと。私の個人的なことを言っても、うちに3本ぐらい古い消火器がありますけれども、どうするかかと、なかなか今度廃棄処分も面倒です。そういうことも含めて、実践的に消火器を活用していく、そういうようなことをモデル地区で例えばやるとかいうようなことを含めて、具体的に実践的に取り組むよう考えて、いざという場合に本当に効果があるように。

やっぱり大東京が関東大震災や阪神・淡路、今回の東日本の大地震を極めて深刻に受けとめているなという感じがします。それらをぜひ参考にして、いざというときに備えていただきたい。

もう一つ、やっぱり指揮所もそれなりにお考えだと思っただけけれども、スピード感がこの1年、24年度からと。例えばしかしいざというときに備えて今新庁舎をつくろうということまで動き始めているわけですから、その説得力を持つためにもスピードをもって指揮所の体制は、今起こったらこうやるぞと、やれるぞという体制を1年かかってこれからスピードをもってやりますという状況ではちょっと弱いなと、あえて申し上げると同時に、一日も早く4月1日からそういう状況ができ

ると、予算がまだ通っていないとかそういうことで今まではできなかったということであれば、災害は待つてはくれません。その間に起こったらだれが責任をとるのか、そういうことをあえて申し上げておきたい。

それから、訓練等の問題とあわせて、この指揮所での指揮をだれがとるのか、どういう形で実際に大災害が発生した場合に機能させ得るのか、市長がいない場合もある、だれかがいない場合もある。やっぱり今消防の場合は次長体制をしいて、いざという場合に指揮命令ができる、そういう体制を整えるということだろうと、そういう話として受けとめましたけれども、そういういざという場合の指揮命令システムをこれは本当に具体的に想定をした上で実践的な訓練が要るのだろうと、実技的な住民訓練だけではなくて、むしろこの指揮をとる人たち、消防との連携を含めてそういうことにぜひ心していただきたいということを申し上げておきます。

最後に、高層ビルについて一応わかりましたけれども、応援体制をもっと一般の市民にわかるように、大きな火事が起こったよと、大火の場合は応援できる場合はもうとにかく火事が見えるところから自動的に応援に来る、そういうようなことになっているのだろうと思いますけれども、特に例えば三郷との関係はこうですよとか、特に親しい関係というのは何をおいても来てくれるよというような関係だとか、一応全国協力関係にあるとは思いますがけれども、特別な関係というのはやっぱりあるのだろうと思いますけれども、そういう関係に何も消防についての知識のない市民が、少しああ、そういうことかというようなことがわかるようなご紹介をしていただければありがたいなと。

以上、大半は要望でありまして、最初の議会でありますので、総括的に申し上げましたけれども、さらにこれからの議会を重ねていきます。よりよい消防にしていきたいという、そういう思いですので、どうぞよろしく願いいたします。

○南田和実議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

相川勘造消防長。

○相川勘造消防長 多岐のご質問でございますが、消防組合だけで対応できるものと、それから市と連携をしていかなければできないものと2つございますので、それぞれの項目をたくさんご質問いただきましたが、まちづくりの中で密集地域の防災については、今平沼周辺地区のまちづくり等もやっていると聞いておりますので、そういった中で防災の関係についても話し合いが行われております。防火地域、準防火地域とか、それから地区計画制度の導入とか、そういったお話もしているようでございますので、消防としてもぜひ皆様方のお話し合いが早く進んで防災に強いまちづくりをしていただきたいと、そういうふうなことで考えております。

それから、指揮所の関係につきましては、まず市のほうが大規模災害の場合には災害対策本部を設置いたしまして、市長が指揮者になります。市長が事故等で不在の場合は副市長、それから副市長がいない場合には教育長、教育長がだめな場合には市民生活部長というようなことで指揮体制は

しかれております。消防本部については警防本部を立ち上げますので、消防長あるいは消防長が指定した者が指揮者になります。

応援協定については、それぞれ区域ごとに応援協定を結んでございまして、それぞれに応援される地域が指定されておりますので、自動的に火災等で行くようなことになっております。

以上でございます。

○南田和実議長 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 25 分

再開 午前 11 時 35 分

○南田和実議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎第 1 号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○南田和実議長 日程第 8、議案第 1 号 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、第 1 号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布され、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されました。これに伴い、指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う場合に対し、吉川松伏消防組合火災予防条例に規定されている技術上の基準について所要の経過措置を附則に定める必要があるため、吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から補足説明をいたさせます。よろしく願いいたします。

○南田和実議長 次に、島根力雄予防課長。

○島根力雄予防課長 では、吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

まず、議案書第 1 号の議案をお開きいただきたいと思います。危険物改正の背景といたしまして、

近年の科学技術の急速な進展により化学物質種類が増加することに伴いまして、消防法上の危険物に該当しない物質で火災危険性を有する物質が流通すると、火災発生の危険性が增大することが考えられ、そこで総務省消防庁におきまして火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会を開催し、過去の事件事例、生産量等の調査から危険性の評価等を行ってきた結果、これまで非危険物として消防法上規制対象外であった炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を消防法上の第1類の危険物に追加することになり、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が平成23年12月21日に公布されたことから、吉川松伏消防組合火災予防条例の一部改正が必要となっております。

改正内容でございますが、お手元の第1号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例をごらんいただきたいと存じます。附則に6条を新たに追加いたしまして、経過措置を設けてございます。

まず、1項につきましては、危険物を取り扱う配管について、十分な強度を有し、現在取り扱っている危険物の数量を超えなければ現行基準に該当するものとみなします。

次に、2項につきましては、危険物の内層容器の表示について、平成25年12月31日までの間は表示しなくてもよいこととなります。

3項につきましては、危険物を貯蔵し取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について、現在取り扱っている危険物の数量を超えなければ、平成25年6月30日までは現行どおりでよいこととなります。

4項につきましては、届け出について、平成24年12月31日までに消防庁に届け出をすることとなります。

次に、第1号議案資料を配付させていただいております。ごらんいただきたいと存じます。こちらの資料は、当消防組合ホームページに掲載し、また簡略した資料を両市町の広報紙に掲載する予定でございます。内容につきましては、1番目に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物の危険性を記載しております。2番目に、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物について一般的に販売されている商品名を掲げてございますが、危険物に該当するかしらないかは容器に表示されるまでの間は、製造元に確認する必要がございます。3番目に、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物の特徴を記載してございます。4番目に、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に該当する第1類の指定数量及び規制概要を記載してございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○南田和実議長 議案第1号につきましては、平成24年3月22日をもって通告を締め切りましたが、通告がありませんでしたので、質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○南田和実議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思っております。こ

れにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○南田和実議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○南田和実議長 挙手全員であります。

よって、第1号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例は、可決することに決しました。



◎第2号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○南田和実議長 日程第9、第2号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、第2号議案 財産の取得についてご説明をいたします。

本案につきましては、現在松伏消防署に運用しております社団法人日本損害保険協会から寄贈されました水槽付消防ポンプ自動車で配備後15年が経過し、ポンプ装置等に劣化が見られ、またポンプ製造メーカーが廃業したことから、修理に必要な部品の調達が難しく、維持管理が困難な状況であるために購入するものでございます。

入札までの経過につきましては、2月23日に指名業者選定委員会において指名業者8社を選定し、3月6日に指名競争入札を行った結果、株式会社モリタ東京営業部が予定価格内の4,294万5,000円で落札し、仮契約を結びました。何とぞご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○南田和実議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして4番、高野昇議員の質疑を許可いたします。

通告第2号、4番、高野昇議員。

○4番 高野 昇議員 高野です。第2号議案 財産の取得についてお伺いいたします。

最初に、今回の提案は水槽付消防ポンプ車を更新するという内容です。これについて予定価格が示されておりますが、この予定価格の積算方法について教えていただきたいと思っております。例えば個人で車両等を購入する場合は、メーカーとか機種とかいろいろな性能を考えて、価格も考えていろいろな事業所からできるだけ安く購入しようというふうになるのですが、消防組合としてこういう消防車、ポンプ車を購入する場合は、どういう基準で設定しているのか。入札価格は低くても性能が下

がるということになると、やっぱりそれも問題だと思いたしますが、その辺はどういうふうに積算されているのか、まずお伺いしておきます。

2点目に、購入予定のポンプ車を含めた消防力の各種充足状況についてですけれども、消防力については基準が示されて、それに基づいた整備がされているかと思いたしますが、この今回購入予定のポンプ車を含めた消防力のほかの充足状況がどうなっているのかをお伺いしておきます。

3点目に、今後新たに整備予定の消防力、また近年中にこういう経年劣化等で更新が必要というか、必要と思われる車両等はあるのかどうか、あわせてお伺いいたしますので、よろしくお願いたします。

○南田和実議長 4番、高野昇議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

浅子廣警防課長。

○浅子 廣警防課長 高野議員の質問にお答えいたします。

予定価格の積算方法でございますが、実績のある3社より参考見積もりを取り寄せまして、また県内の消防本部で最近導入いたしました購入価格を参考に予定価格を算出いたしました。

以上でございます。

○南田和実議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

4番、高野昇議員。

○4番 高野 昇議員 今回は、提案理由では配備後15年が経過して経年劣化が見られ、ポンプ等の維持管理が困難な状況にあるため更新するという理由ですけれども、こうした車両については実際に配備して、こういう経年劣化の状況を見ながら更新するということになるかと思うのですが、これは一般の所有している車両や施設については耐用年数というのがあるんですね。これ税法上の減価償却等計算して残存価格を見ながら計算する、そういう法律で定められた耐用年数があるかと思いたしますが、耐用年数についてはこういう車両を入れかえる場合はどういうふうに考慮されているのか。まだ耐用年数過ぎても十分使用されるということであれば、すぐ更新というふうにならないのか、あるいは耐用年数まだ残っているのに経年劣化が激しいという場合には更新するということになるのか、その辺はどういうこと、どういう状況で更新ということになるのか、ちょっとそこをお聞きしておきます。

以上です。

○南田和実議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

浅子廣警防課長。

○浅子 廣警防課長 ただいまのご質問でございますが、車両の更新計画につきましては、車両メーカー、ポンプメーカーとも15年をめどに部品の供給等ができないというふうなものがございます。それによりまして当消防組合におきましても17年という期限を設けてございます。ただ、そのときの状況に応じて若干延びる可能性もあろうかと思いたします。

また、来年度につきましては、車両整備事業の計画の中で松伏2号車を計画をしてございます。
以上でございます。

○南田和実議長 以上で質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○南田和実議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○南田和実議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○南田和実議長 挙手全員であります。

よって、第2号議案 財産の取得については、可決することに決しました。



◎第3号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○南田和実議長 日程第10、第3号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

監査委員の審議に入りますので、地方自治法第117条の規定により、5番、互金次郎議員の退場を命じます。

〔5番 互 金次郎議員退場〕

○南田和実議長 提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 第3号議案 監査委員の選任についてご説明をいたします。

本案につきましては、議会選出の監査委員でありました加崎勇氏の任期満了に伴い、その後任に互金次郎氏を選任することにつきまして同意を求めるものでございます。何とぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

○南田和実議長 第3号議案につきましては、平成24年3月22日をもって通告を締め切りましたが、通告がありませんでしたので、質疑を打ち切ります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○南田和実議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○南田和実議長 挙手全員であります。

よって、第3号議案 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

それでは、5番、互金次郎議員の入場を認めます。

〔5番 互 金次郎議員入場〕



◎第4号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○南田和実議長 日程第11、第4号議案 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 第4号議案 公平委員会委員の選任についてご説明をいたします。

本案につきましては、現公平委員の野本幸一氏が平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、再度選任することにつきまして議会の同意を得たいので、提案させていただくものでございます。

公平委員の職につきましては、職員の勤務条件などに関する措置の要求について必要な措置をすること、また不利益処分の審査請求に対する審査を行うものでございまして、提案させていただきます野本幸一氏につきましては、人格が高潔で、行政に関しましても識見を有する方でございます。何とぞご同意をいただきますようお願いをいたします。

○南田和実議長 第4号議案につきましては、平成24年3月22日をもって通告を締め切りましたが、通告がありませんでしたので、質疑を打ち切ります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○南田和実議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○南田和実議長 挙手全員であります。

第4号議案 公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。



◎第5号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○南田和実議長 日程第12、第5号議案 平成24年度吉川松伏消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

戸張胤茂管理者。

○戸張胤茂管理者 それでは、第5号議案 平成24年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましてご説明をさせていただきます。

平成24年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は15億4,285万6,000円とするものでございます。平成23年度と比較いたしますと1億5,131万5,000円、8.9%の減となっており、全体的には削減基調でございますが、新たなものとして防災意識の向上を目的とする少年消防クラブの設立や老朽化している吉川消防署訓練棟の修繕とあわせて災害に対する訓練を充実させるための訓練棟の改修工事を実施いたします経費を計上させていただきました。さらに、水槽付消防ポンプ自動車の更新整備に要する予算を計上させていただきました。

安全・安心まちづくりの一翼を担う消防の責務は、大変重要でございますが、限られた財源を最大限に有効活用することを念頭に予算を編成したものでございます。

詳細につきましては、消防長から補足をいたさせます。

以上です。

○南田和実議長 次に、相川勘造消防長。

○相川勘造消防長 それでは、第5号議案 平成24年度吉川松伏消防組合一般会計予算の補足説明をさせていただきます。

お配りをさせていただいております予算書によりご説明を申し上げます。

それでは、歳入の主なものにつきまして説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項1目負担金の1節常備消防費負担金の13億9,689万2,000円につきましては、歳出総額15億4,285万6,000円から歳入の1目負担金の2節非常備消防費負担金及びその他の歳入を除いた金額でございます。前年度の消防費に係る基準財政需要額の割合により算出いたしました。吉川市負担金につきましては、負担割合が63.82%の8億9,149万6,000円でございます。松伏町負担金につきましては、負担割合が36.18%の5億539万6,000円でございます。

2節非常備消防費負担金の6,986万7,000円につきましては、吉川市並びに松伏町の各消防団の運営に要するすべての費用でございます。吉川市負担金4,973万円、松伏町負担金2,013万7,000円となっております。

次に、4款繰入金、1項基金繰入金、1目1節消防施設整備基金繰入金の450万円につきまして

は、水槽付消防ポンプ自動車を整備するため消防施設整備基金を取り崩して充当とするものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。6款諸収入、3項雑入、1目1節消防団員退職報償受入金につきましては、645万5,000円となりまして、退職報償金に要する経費は消防団員公務災害補償等共済基金より支払われるものでございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして説明をさせていただきます。12ページ、13ページをお開き願います。1款1項1目議会費の説明の欄、議会運営事業につきましては154万7,000円で、9名分の議員報酬、議会会議録、視察研修に要する経費を計上させていただきました。

次に、3款1項消防費、1日常備消防費の説明の欄、消防職員給与費につきましては11億5,178万2,000円で、消防職員148名分の給料、手当、共済費、退職手当に係る負担金を計上させていただきました。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。研修事業につきましては718万円で、埼玉県消防学校で実施される初任教育や専門教育、また救急救命士の養成など消防業務を遂行する上で必要となる研修に係る費用となっております。

次に、18ページ、19ページをお開き願います。説明欄下段の車両資機材管理事業につきましては2,416万4,000円で、次の20ページ、21ページに続きますが、消防車両や消防業務遂行上で必要となる各種資機材の保守点検、修繕などの維持管理費用や、各種災害に対応した資機材などの老朽化に伴う機械器具の更新及び消防車両の維持管理に係る消耗品などの費用を計上させていただきました。

次に、22ページ、23ページをお開き願います。説明欄中段の救急医療連携事業につきましては303万6,000円で、救急救命士が救急現場において救命処置を実施する際の医師からの指示指導料や気管内挿管、薬剤投与を実施するに当たり、病院での事前の実習研修費用、また救命処置実施や重症外傷の救急事案に係る救急救命センターにおきます検証費用などを計上させていただきました。

次の通信指令管理事業につきましては2,172万3,000円で、119番通報の受信を初め、各署、各車両などの指揮命令系統を統括いたします通信指令施設の借上料、保守委託料や119番通報に係る発信地を特定するシステムの使用料などを計上させていただきました。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。警防活動事業、救急活動事業、救助活動事業につきましては、各消防署における消防、救急、救助活動を行う上で必要となる訓練用消火薬剤、エンジンカッターかえ刃、感染防止衣、AEDパッド、救助ロープ、ワイヤロープなどの消耗品及び管内近隣の住宅地図などの購入費用を計上させていただきました。

次の少年消防クラブ運営事業につきましては38万5,000円で、少年を介し家庭や学校において防火意識を高め、また広めることによって火災の減少を図り、災害に強いまちづくりを目指していくものでございます。少年のころより防災に関する知識と技能を身につけ、将来の地域防災を担う人

材の育成として設立、運営をしていくための経費を計上させていただきました。

続きまして、2目の消防施設費でございますが、説明欄上段の庁舎維持管理事業につきましては4,619万2,000円で、平成23年3月11日の地震の影響により松伏消防署庁舎に破損が生じたことから、老朽箇所とあわせて修繕するための費用を計上させていただきました。

また、吉川消防署訓練棟の修繕改修として老朽箇所の修繕にあわせ居室を想定した施設と連結送水管を新設し、中高層建物を想定した訓練施設の不足を補うものとして費用を計上させていただきました。

さらに、省エネ対策といたしまして、常時照明の点灯を必要とします通信指令室の照明器具をLED照明に改修する費用を計上させていただきました。そのほか光熱水費及び通信運搬費などの費用となっております。

次に、26ページ、27ページをお開き願います。車両整備事業につきましては4,418万4,000円で、松伏消防署で配備運用しております水槽付消防ポンプ自動車の更新につきまして、水と消火剤を混合し泡消火をする圧縮空気泡システムを搭載した車両といたしました。

続きまして、3目非常備消防費でございますが、説明欄上段の吉川市消防団員給与費につきましては2,363万円で、入退団者を含め300名の消防団員報酬と退職報償金の準備資金積み立てに係る負担金を計上させていただきました。

次に、吉川市消防団運営事業につきましては2,311万2,000円で、消防団退団者の退職報償金や災害出動や特別点検などの訓練の出務に係る費用弁償、交付要綱に基づく消防団運営補助金などを計上させていただきました。

次に、28ページ、29ページをお開き願います。説明欄、松伏町消防団員給与費につきましては1,012万1,000円で、入退団者を含め126名分の消防団員報酬と退職報償金の準備資金積み立てに係る負担金を計上させていただきました。

次に、松伏町消防団運営事業につきましては1,061万3,000円で、事業費内訳につきましては吉川市消防団と同様に計上させていただきました。

続きまして、4目非常備消防施設費でございますが、30ページ、31ページをお開き願います。説明欄上段の吉川市消防団機械器具置場維持管理事業につきましては1,753万3,000円で、老朽化している消防団第4分団器具置場を建てかえるため新築工事費及び新築後の旧器具置場の解体工事費を計上させていただきました。

また、各消防団器具置場の緊急的な修繕や器具置場に係ります土地借上料などを計上させていただきました。

続きまして、吉川市消防団車両整備事業につきましては698万5,000円で、吉川市消防団第7分団車両につきましては導入後17年以上経過している状況でございますことから、更新計画に基づきまして更新整備費用を計上させていただきました。

次に、松伏町消防団器具置場維持管理事業につきましては116万3,000円で、事業費内訳につきましては、各消防団器具置場の緊急的な修繕料や器具置場の土地借上料などを計上させていただきました。

続きまして、4款1項公債費、1目元金並びに2目利子でございますが、説明欄上段の組合債管理事業元金9,536万円、次の組合債管理事業利子の1,834万8,000円につきましては、消防庁舎、消防車両などの消防施設整備のために借りました組合債の償還金を計上させていただきました。

説明欄中段の吉川市消防団債管理事業元金の111万7,000円、次の吉川市消防団債管理事業利子の14万8,000円につきましては、消防団第7分団車両1台の購入と消防団第4分団器具置場の建設のために借ります地方債の償還金を計上させていただきました。

続きまして、32ページ、33ページをお開き願います。6款1項1目予備費につきましては、昨年と同様に200万円を計上させていただきました。

以上で平成24年度吉川松伏消防組合一般会計予算の補足説明とさせていただきます。

○南田和実議長 議長から申し上げます。12時を過ぎましたが、このまま会議を続行させていただきます。

提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして6番、伊藤正勝議員の質疑を許可いたします。

通告第1号、6番、伊藤正勝議員。

伊藤議員に申し上げます。既にもう議案通告書も出ておりますので、簡潔明瞭にお願いいたします。

○6番 伊藤正勝議員 お昼を過ぎました。大変恐縮でありますけれども、最後1年、そして24年度の当初予算でもありますので、私はできるだけ短くやりますけれども、市民の方々がこの会議の議事録あたりを見て、消防はどういうことやっているか、そういうことが総合的に、そしてわかりやすく伝えられるように、そういうことが必要だと思っております。どこかでそういうことをやっていかなければいけない。毎回重ねていきますけれども、最初のところにやや包括的にやって、それで各論に入っていくということをせざるを得ませんので、通告に従ってできるだけ簡潔にやりますので、よろしく願いをいたします。意地悪をするようなつもりは毛頭ありません。

参考資料として配付された一般会計予算を眺めた上で、まず消防費について、普及啓発事業、火災予防、少年消防クラブの運営に関連してでございますけれども、火災予防の啓発の実情、効果、内容と効果どんなふうにお考えか。ややマンネリ化していないかなという感じで受けとめているということを申し上げておきます。

少年消防クラブ、概括的な説明はありましたけれども、もうちょっと具体的なイメージでどんなものを想定し、どう運営されていくのか、具体的にご説明をいただきたい。

救急医療連携事業、警防活動、救助活動についてであります。それぞれその具体的な内容、課

題、今後の取り組みの方向あればご答弁をいただきたい。

消防団員の給与費に関連して、300人と126人という数値が今予算上示されましたけれども、この300人、126人はどういう基準の中で生まれているのか。そして、団員の確保の状況はどうか。各吉川、松伏ごとに若干の変化も違いもあるのかもわかりませんが、そういうこと、あるいは消防団、全国的にはだんだん団員のなり手がないと、女性の比率もふえているということでもありますけれども、吉川の場合は今どんな傾向になっているのか、具体的な実情を確認をさせていただきます。

消防団の器具置場維持管理事業でございますけれども、消防団の器具といった場合に、器具とは一体何を指しているのか、どういう現状にあるのか、全部それらは一定の基準のもとにそろっているのか、耐用年数の基準もあると思います。それらも守られているのか、言及していただければ幸いです。

それから、敷地の借地料みたいなところの表記もありますけれども、消防団の用地や建物というのは総括的にどうなっているのか。これは後で資料もできたら届けていただければと思っています。

消防団の車両の整備はいろんな一般質問や管理者の説明等も含めて承りましたので、今回はこれは結構であります。

あと、ご答弁で重なった部分は全部割愛していただいて結構ですので、要するにこれからの消防行政について一層の向上を図るという見地から、また質問をさらに効率的にやるためにきょうは総括的に伺わせていただいているということで、どうぞ手短で結構ですので、よろしく願いをします。

○南田和実議長 6番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

鈴木克巳総務課長。

○鈴木克巳総務課長 総務課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いします。伊藤議員のご質問のうち、1点目の消防費の普及啓発事業と少年消防クラブ運営事業につきましてご説明をさせていただきます。

まず、普及啓発事業につきましては、予算額4万5,000円でございます。消防行政に対する理解や関心を深め、防火、防災意識の高揚を図り、災害の抑制と災害による被害の軽減を目的として消防フェスティバル及び消防署一日体験入隊の開催に係る啓発用品などの購入費用を計上させていただきました。

次に、2点目の少年消防クラブ運営事業につきましては、新規事業として予算額38万5,000円を計上させていただきました。少年消防クラブは、吉川市と松伏町の小学5年生、6年生をクラブ員といたしまして、毎月1回程度を目安に消防防災に対する訓練、体験及び学習を行っていくものでございまして、少年を介して防火、防災意識を高め、火災の減少や災害による被害を軽減し、防災に関する知識と技術を身につけることによって地域の防災を担う人材の育成を図ることを目的に設立するものでございます。予算の内訳につきましては、少年消防クラブに係る必要な用品、アポロ

キャップ、はっぴ、手袋、手帳、バッジなどの購入費用でございます。

火災予防以下の事項につきましては、担当課長から答弁申し上げます。

以上でございます。

○南田和実議長 次に、島根力雄予防課長。

○島根力雄予防課長 消防費につきまして火災予防、この項目につきましては、予防課が担当してございますので、火災予防事務事業の予算についてご説明をさせていただきます。

予算についてでございますが、70万2,000円で、前年と比較しますと9万1,000円の増額となっております。内訳としまして需用費が34万6,000円、委託料が6万3,000円、備品購入費が29万3,000円となっております。増額の理由といたしまして、火災調査業務資機材の購入が主な増額となっております。こちらにつきましては、デジタルマイクロスコープ並びにデジタルカメラ等でございます。

火災予防の啓発の実情につきましては、吉川市の市民祭り、また松伏町の町民祭り、防災訓練、自治会などの自主防災訓練、火災予防運動期間中などの機会をとらえまして火災予防の啓発活動に取り組んでおります。火災予防の啓発活動の内容といたしましては、主に住宅用火災警報器の普及啓発活動に取り組んでおります。住宅用火災警報器の設置効果につきましては、住宅における火災の発生をいち早く知らせ、逃げおくれる死者数の低減がでございます。平成23年度におきまして火災警報器の警報音により家人が早期に発見し、被害を最小限に抑えた火災が1件、火災に至らなかったものが1件ございました。今後につきましても住宅用火災警報器に関する制度の説明や有効性、必要性を市町民の皆様にお知らせし、設置の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、火災予防事務事業費、内容、効果、今後についてのご説明でございます。

○南田和実議長 次に、浅子廣警防課長。

○浅子 廣警防課長 続きまして、救急医療関連事業でございますが、主な事業内容につきましては、救急救命士が就業前や就業後に行う病院実習に係る救急救命士教育負担金、救急隊員が行った救急活動に対する医師が行う検証に係る救急事後検証負担金、救急救命士が気道確保、静脈路確保や薬剤投与等を行うときに受ける医師の具体的指示に係る救急救命士特定行為指示指導手数料などが主な内容でございます。

課題につきましては、救急救命士が行う気道確保、静脈路確保や薬剤投与等を行うときに受ける指示指導體制のさらなる連携強化を図るとともに、近隣医療機関に対しましても引き続き病院収容に対する協力依頼をお願いしてまいります。

続きまして、警防活動事業費でございますが、警防活動とは災害等に対し消防隊が行う活動全般をいいます。その活動に必要な油吸着マットや立入禁止テープなどの消耗品の購入が主な事業内容でございます。

課題といたしましては、今後二、三年、職員の世代交代による消防力の低下でございます。この課題に対応するために研修、訓練を重ね、消防隊員の知識技能の向上を図り、消防職員の育成に努

めてまいります。

続きまして、救助活動事業でございますが、主な事業内容につきましては、救助活動に係る消耗品費、救助技術指導会に係る消耗品などで、救助ロープ、エンジンカッターかえ刃などの消耗品の購入が主な内容でございます。

課題と今後につきましては、警防活動と同様でございます。

続きまして、消防団員の定数でございますが、総務省消防庁による消防力整備指針で消防団の定数を算出します。しかし、同指針の中で地域における諸事情等を勘案して増減できるとあることから、徐々に定数が減少し、現在では吉川市消防団員定数が300名、松伏町消防団員定数が126名となっております。消防団員の年齢と男女比でございますが、吉川市消防団の平均年齢は42.3歳、松伏町消防団員の平均年齢は45.1歳となっております。また、女性消防団員数ですが、吉川市消防団員は19名、松伏町消防団員は16名となっております。

続きまして、消防団器具置場維持管理事業でございますが、器具とは各種災害に対応できる消防団車両、発電機や簡易救助資機材などの資機材になります。現状につきましては、現在の吉川市消防団器具置場は昭和40年ごろ建設され、47年ぐらいが経過し、老朽化が進んでいることから、早期建てかえについて地元消防団、自治会から要望されているところでございました。用地につきましては、吉川市川藤地内のよこまちの杜南側でございます公園内の一部に面積112.5平方メートルを借地いたしまして、延べ床面積80平米、2階建ての消防団器具置場の建てかえを考えております。

活動内容につきましては、各種災害に対応できる地域の防災拠点として活動していきたいと考えております。

続きまして、消防団車両整備についてでございますが、現在吉川市内には13台、松伏町には7台の消防団車両が各地区に配備されております。このたび更新車両は、吉川市消防団第7分団が運用している車両でございます。この車両は17年が経過し、経年劣化が見られ、さらに機械能力の低下が著しいことから、早期に更新をしなければならないと考えております。今後も消防力の強化のため更新計画に基づき消防団車両、積載されている消防ポンプの更新をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○南田和実議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 ありがとうございます。時間も超過をしておりますので、再質問はいたしませんけれども、また資料請求とか今後重ねてまいりますので、どうぞよろしく、それだけ申し上げて終わります。ありがとうございました。

○南田和実議長 以上で質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○南田和実議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、本案を採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○南田和実議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○南田和実議長 挙手全員であります。

よって、第5号議案 平成24年度吉川松伏消防組合一般会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。



◎閉会の宣告

○南田和実議長 以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成24年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を閉会いたします。

本日は長時間大変にご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時40分